

と、やっぱり「ああ、Aさんちは車椅子だから……」。それでほら、独りで電車もバスも乗れない状態なんで、常に私の介助がないと。1種2級なものですから、介助の要るほうの二級なんですね。だから、事情を知っているもので、まず事前に電話をしまして、あらましの用件を言いまして、それで対応させてもらっています。

——なるほど。それはもしかしたら、事前にきちんとそのように要件を伝えるとか、連絡を取ってといふ、Aさんのほうの手はずのよさもあるかもしれないですね。

A 氏 はい……あ、そうなんですか、ありがとうございます。

②

(*答えなし)

③

——分かりました。11番に行きます。では、説明もなかつたわけですから、手続きを実際に何か手伝ってくれるとか、そのようなことはなかつたわけですね？

C 氏 はい。

④

D2 氏 あ、それは言われました。

D1 氏 あとからな。改善してくれるような感じで……まあ、結局はAランク、Bランク、Cランクっていう病院があるもんで、医療のほうでも。それは個人に対しても、結局、Aランクに全部、集めちゃうと……結局はAランクのほうが大学病院だから、混むもんだから、結局は薬で済むものはこっちで、近いところへ……。

D2 氏 近場で。

D1 氏 うん、始末したほうがいいよってことで。

⑤

——次はAの11です。そういう他の制度とかサービスを利用する手続きを、ワーカーさん自身がお手伝いしてくれたということはありましたか。代わりにやってくれたとか、一緒にやってくれたとか、やり方を教えてくれたとか？

E1 氏 代わりやつてくれたってことは……教えてもらったということはないですし、教えてもらえなかつたし。だから、私が覚えたのはこの会に入って、S会のほうは毎月あるんですね、そういうときに、受給者の人の話し合いを聞いたりとか、それで覚えていきましたね。

——そこから学んだという感じで、ワーカーさんからは何も聞いていなかつたのですね。

E1 氏 聞いていないですね。

——なるほど。E2さんのほうは？

E2 氏 ある程度は教えてくれて。言葉使いとか何かね、そういうチーフなんかの対応はひどいなって……でも、こっちも最初に教えてくれたのは……私、2段階になってるんですよね。結局、ここへ移ってくるのが第2段階で、第1段階はKのほうの、あの……だったんですよ。

A12他に対応する適当な制度や機関がなかつたり、対応されるまでに間があつたりする場合に、生活上の必要な支援を行う

①

——あとは、例えば「今、こういう事情で困っている」といったときに、他の制度と重なって、なかなかすぐ対応できないというときは、やっぱりあいだが空いてしまうときがあると思うのですが、そういう間があつたりするときに、ケースワーカーさんのほうで何かそのあいだの部分を埋めるような援助というか、手助けといったものを積極的にされているでしょうか。

A 氏 私達の場合はやっぱり、あの、例えば急に今年の春も弟が亡くなつたんですけど、そのときもあの……対応がやっぱり、あの……まあ、うちの場合はたまたま4月の20日に夫の弟が亡くなつたんですけども、やっぱりたまたま年金が入つたんで、あの、年金と生活保護で。今、年金のほうが多いので、一応、生活保護は割と。で、子供も働いてるんで、収入がちょっとあるんですけども。

年金が入ったんですけど、やっぱり年金でとりあえず行って、あの……一応、お葬式には行つたんですけども。それについてもやっぱり「何日までに、じゃあ立て替えておいてください」「お金はありますか、大丈夫ですか」っていう、そういう対応はすごく親切にやっています。

で、いや……で、あの、うちらもやっぱり年金なんで「ああ、じゃあAさんちはこの日に年金が入ってるから、とりあえずそのお金を使ってください」と言われて。で、「いついつまでにお支払いしますから」ってことで。あ、そういう点はまずほとんどトラブルはなく、色々なことに関しては。で、連絡がないと、向こうのほうから「ちょっと今こういう感じで手間取っていますので、ちょっとお時間をください」とかっていうので。はい。

②

——ええ。その生活保護のお金が出るまでのあいだにも、少し時間がありますね。そのあいだのお金とかは?

B 氏 ええ。あの、主人はちょうどね、2月の1日に亡くなつたもんですから、そのとき2月分がもう2人分、出でていたんです、保護のほうですね。だけど、あの……あとでしたときに、あの……「もうご主人は2月の1日に亡くなっているんで、…?…としてはね、もう……払うことはできないから」っていうんで、もう入っていたのを「一度に引くと困るでしょうから」って言うから「それは困りますよ」って言つたんです。

だってもう、入ったものはもう、次から次へ出でますからね、支払いのところに。だから「困りますよ」って言つたら「じゃあ、年度が替わるといけないんだけども、それまでだったら、分割でできますから」って言われて、5000円ずつ払つて、もうとっくに済んでますけど。

それからは、今度は私の1人分ですね。1人分と家賃の分しか出ない。家賃も4万6000円までしか出ないからね。だから、足りない分は私の生活費から出でてるから、実質7万いくらしかしないのに、6万円払つてるわけですよね。

——なるほど。

B 氏 だから、今の……どこか安いところと思ってもね、もう5万以下のところってないんですよ、家賃がね。それで、見にいってもね、あの、修理して貸してくれるんだつたらいいんですけど、修理しないでそのままだから。見たらもうね、流しのあそこも汚いし、まあ、それはきれいにすれば、磨けばいいんですけど、壊れたところもあるし、床もこう、ぶよんぶよんとしたところはあるし、こういうところも……「私達が住んでいて、自分達でやっているんだつたら直しますよ。だけど、前の人人がそういうふうにしたのに、家賃を取るんだから、修理してもらわないと入れない」って言つたんですよね。で、「修理してちゃんとしたところに入るんだつたらあれだけでも、でも、ちょっとこれじゃ入れませんね」って……。

4万7000円のところがあつたんです。でも、そういうところだったから、とてもじゃないけど、こんなところに来ても、修理代が掛かりますしね。だから「これじゃ無理だ」って言って、子供達も「こんなところじゃダメだ、ちゃんとしてくれるならいいけど」って言うものですから、そこも断つて。

——それはだんな様が亡くなつたあと、お引っ越し先ということですね。

B 氏 あとです。うん、うん……もういくらね、探しても、5万以下のところ、ないんですよ。

——ないですね、今はね。では、だんな様と一緒に、最初に保護を受けられてということですね?

B 氏 ええ、そうです。

——そのあいだにご病気になられて、それで、すごく出費が大変になってという?

B 氏 うん。

③

C 氏 なかつた……。

④

——色々な病院等がなかつた場合に、そのあいだ、どうしたらしいのかといったことですが、すぐ病院に行けたから、その必要は何もなかつたわけですね?

D2氏 あ、そうです、はい。

D1氏 はい。

⑤

—— Aの12ですね。他に対応する制度とか、あるいは相談に応じる力がなかつたり、対応されるまでにあいだが空いたりする場合、何か必要な支援をしてくれたでしょうか。例えば年金などの調査をしなければいけないけれども、今、当面困っているから、何とかしなければいけないといったところでは?

E1氏 うん、やっぱり…?…おれは入院してて、病院で先生に?許可得たもんで、入院すると1ヵ月に2万いくらが出ますのでね。

—— では、特にそもそも困るところはなく、入院中だったので何とかなったということですね? はい。

E1氏 権利も部屋もなかったんだけど、入院しているあいだに会の人が家を探してくれてね。退院したら、すぐ入れる状態で。

—— では、むしろその辺の自分ができないところを、会の方が支援してくださってということだったのですね。

E1氏 そうですよね。

A13要保護者に生活保護の申請意思があるか確認し、意思が確認できた場合は申請を受け付ける

①

—— Aの13、生活保護の申請意思があるか確認し、申請を受け付けてくれましたかということは、最初のほうに戻ってしまいますが、これは引き継ぎでということですから、いいですね?

A氏 はい。

②

(*答えなし)

③

—— ああ、そうですか。では、最初のときにはだめだったということですね。分かりました。
では、13番に行きます。最初に「生活保護の申請をしたい」という形で行ったとき、ご自身の意思確認をして受け付けということを、1回目のときはしてくれなくて、2回目のときは、会の人が一緒に行ってくれて、お話ししたわけですね?

C氏 はい。

—— そのときには、あちらのほうが「申請の意思がありますか」と確認されたのですか。確認をされて受け付けをしてくれたわけですね?

C氏 はい。

④

—— 非該当ですね。では、A13に行きます。生活保護の申請をされたわけですが、意思確認をして、申請をすぐ、受け付けてくれたわけですね?

D2氏 あ、はい。

D1氏 はい、そうです。

—— あ、受け付けてくれたわけですね。

D2氏 はい、対応が早かったわね。

D1氏 うん。

—— 早かったですか。

D2氏 本当に。

D1氏 それはもう、本当にNさんのおかげで。

—— それはNさんのところに行く前には全然、一度も相談に行ったことはないですね?

D1氏 はい。

D2氏 はい、行ってないです。

⑤

—— Aの 13 です。生活保護の申請意思について確認して、申請を受け付けてくれましたかという質問です。

E 1 氏 「生活保護を受けたい」って言ったわけじゃないですよね。ただ、その……さつきも言ったけど、医療のね……医療の金が一銭もないで「目が治るまで、何とか助けてください」ってことで行きました……行ったんですけどね。

—— で、何度かはもう追い返されて?

E 1 氏 追い返されて。

—— はい。E 2さんの場合は、割とすんなりと受け付けて?

E 2 氏 ええ、そんなにあの、対応がますいってことじゃなかつたんですけど、あの、こっちに移るときには、あの……何日も何日も掛けて、どこか……ね、住むところないだろうかと思って探して歩いたんですけど、とうとう、あの……独りで耐えきれなくって、実家の兄や何かにも来てもらって。

そして、あの、他のほうでも、あの……何で言うのかね、うちは東北なんんですけど、あの、はつきりとは……ちょっと言えないんであれですけど、あの、来てくれて、…?…とも話して、で、何とかこっちに家、作ってなるまでの 1 カ月間は、本当に毎日毎日、泣きながら歩いてました。うん。

—— そうですか。E 1さんも、最初はこここの事務所で相談だったのですか。

E 1 氏 うん。最初ね、えー……ホームレスになったんですよ。仕事がなくてお金もない。仕事があつても金がないから、行けないんですよ。電車賃もない、食事代もないっていうことで。で、たまたま公園を通った人が、こういうの、ほら、目が悪くて倒れちゃったもんですから……倒れちゃって、けがしちゃったもんで、救急車呼んでくれて。

それで、病院のソーシャルワーカーっていうんですか、そっちのほうで、おれを病院に運んでくれた人がそういうふうに頼んで、入院させてもらったんですよ。病院のほうも最初は「入院はだめだ」って言われたんだけども。

そしたら、それでワーカーが福祉センターのほうから 2 人来て「入院費だけは保護課のほうで出だから、もうよくなったら、あんたは田舎が秋田だから、秋田へ帰れ」と。

—— そういうふうに応対だったのですね。

E 1 氏 うん。それで秋田へ帰ったら、お兄さんが百姓でも何でもやっているだろうから、畠の隅っこほうでも借りて、掘っ立て小屋でも建ててもらって、大根食ってでも生きていけるんだと。「だから、そうしなさい」って言われたんですけど、うちのほうの知り合いの S さんがこの S 会の人に話してくれて、で、S 会のほうが来てくれたんですよ。

で、ワーカーがどうしても言うんだったらば、S 会の名前を出していいよってことで、S 会の名前、出したんですよ。そしたら、その出した、その次の日にワーカーがその、申請書? 持ってきてくれて。

A 1 4 生活保護の申請手続きについて、理解できるよう分かりやすく説明する（申請書の記載方法、申請時の必要書類、申請後の調査内容等の説明など）

①

—— では、次にAの 14 番、申請の手続きについてなのですが、窓口の担当の方は手続きの仕方を分かりやすく説明してくださったかということですね。

A 氏 それは、あの、かんで含めるといつたら悪いけども、やっぱり、あの……こう、説明不足だと、やっぱり「何だよ」というね、やっぱり食いつくわけじゃないけども、やっぱりこっちはもう生活に困窮しているわけで、行くわけですから、やっぱり、その、あの……お互いにイラライラしないように、あの、ていねいに……ええ、取り扱ってくれたといつちや申しあわせないんですけど、応対はしていただきました。はい。

②

—— では、ちょっと戻ってしまいますけれども、最初に保護を受ける相談をされるというときに、保護のときにどのような申請の仕方をしたらいいかとか、そのときにどのような書類が必要かとか、どのような調査をするとか、そういうことは?

B 氏 あの、調査というよりも、あの……もう、それこそ、もう貯金も何もなかったんですから「調べ

「もらっても結構ですよ」って言ったんですね。そして「きょうだいのところにもそういうふうにして手紙を出してみますけど」って言うから「ああ、どうぞ」って言って。「でも、同じ年代ですからね、無理だと思いますよ」って。

あの、主人の妹のほうもお姑さんを抱えていますしね、私のほうももう、あの……姉が2人いましたけど、そのときは、もう今は姉が1人亡くなって、それで、私のすぐ上の次女なんかは、もう入退院の繰り返しですから、それこそ。それもみんな生活保護を受けながらのあれですからね。

——なるほど。でも、そういったところに一応、書類で「行きますよ」ということは?

B 氏 うん、あったと言いました、うん

③

——ああ、そうですか。では14番です。2回目のときは申請の手続きについて、分かりやすい説明をしてくれましたか。

C 氏 はい。

——2回目のときはしてくれた?

C 氏 はい。

——1回目のときには全然、申請の意思も確認されなかったということですね?

C 氏 はい。

④

——はい。では、A14に行きます。申請の手続きについて、理解できるよう分かりやすく説明してくれましたか。申請の記載の方法とか、記入の仕方とか、必要な書類とか……。

D2氏 はい。

——「その後、こういう調査をしますよ」とか。

D2氏 あ、はい……あの、保護?

——保護のときに「決定するために、こういった色々な調査をやらなければならないのです」といつた説明はありましたか。

D2氏 はい、ありました。

D1氏 ありました。

——ありましたか。

D2氏 書類だけ……だから。

⑤

——Aの14ですが、申請にあたっての手続きについて、分かりやすく説明してくれたでしょうか。例えば必要な書類について、書き方を説明したり、申請後の「このような調査をする必要があるのですよ」といった説明はされましたか。

E1氏 書類は全部、ワーカーが持ってきて「これに名前を書いてください」と言って書いて「住所書いてくれ」って言われた…?…まだちゃんと決まってなかつた…?…書きますとね。あとは1ヵ月に1回、「毎月、家庭訪問があります」という説明があったですね。

A15 生活保護を申請する、しないにかかわらず、相談者(要保護者)が当面の生活の目途をたてられるよう助言する。

①

(*答えなし)

②

——ただ、そこでご相談されたことで、ご自分の生活で何か少しこう、当面目途が立つかなといった気分には?

B 氏 そうですね、生活だけはできるなと思ったんですね。うん。それであの……主人のほうの支払いも、まあ、こっち……私のほうからはね、あれしなくとも出るようになったから、それだけでも私はもう「ああ、よかったです」と思いましたね。

—— では、その相談をされたときに「たぶんこれだったら大丈夫ですよ」といったことは? 「保護を受けられますよ」というようなことは?

B 氏 あの、2回目に行ったときには、それとなく、こう言われたんですよ。それで「3回目に来てください」って言われて事務所へ行ったら「次から出ますから」って。うん。それで、あの……「まあ、大変でしようけど、がんばってくださいね」って、そのSさんという人は言ってくれたんですよ。だから「ああ、みんなが言っているように、あんまり気難しいようなあれでもないな、この人は」と思ったんですね。

—— では、結局3回、行かれたのですね。

B 氏 そうです。

—— 結構、何回かは足を運んで。

B 氏 そうです、うん……うん。そうです。だから、3回目のときはもう、あの……「この次から出ますから」って言われて。

—— ええ、なるほど。ちょっと書類とかを、こう持つていかれたりとか?

B 氏 うん、書類は貯金通帳とか、そういうものを全部持つていって「見てください」って見せて。それで「はい、分かりました」って。

③

C 氏 はい。

④

—— ですか。次にA15に行きます。生活保護の申請をされて、これで相談したことによって、自分の生活に何か一定の目途が立つような感じを持たれましたか。要するに生活保護を申請をしたら、これから的生活が何とか、こう……。

D1氏 きちんとしたよな、やっぱり……。

D2氏 それで計画が……。

D1氏 一定の、結局は金額をもらって、あれするもんだから、生活としては安定した生活ができるってことで。

—— そのように感じて、もう前に「だいたいこういう目途が立った」という形?

D1氏 それも結局は、Nさんから「これぐらいの、この金額が出ますよ」ってことを、最初に言われたもんだから。

⑤

—— Aの15です。相談の結果として、保護が受けられる、受けられないにかかわらず、相談したことで、自分の生活について何らかの見通しが立つような気持ちはされましたか。

E2氏 そうですね。とにかく私はその何ヵ月間かのあいだでしたけども、結構、友達を作つてましたから、まあ、あの……そういう人達に話したり、S会の人達にも話したりしているから、その決心したあとでは、あの「とにかくがんばらなくちゃ」と思つて、あの……励ましてくれる人はたくさんいましたね。

—— なるほど。では、ケースワーカーさんというより、自分の周りのS会や色々な友達が支えになつてくれたということですね?

E2氏 ええ、そうですね。

A16 相談内容、把握した問題やニーズへの対応などを簡明に記録し、報告する

→ (非該当)

A17 組織的対応 (同僚や査察指導員等への相談) の必要性を検討し、必要な場合には早急に査察指導員等に連絡・相談する

→ (非該当)



<B 保護の決定のための調査および要否判定の過程>

B1 要保護者に対し、保護の決定のための調査・聞きとりを行うことについて説明し、協力をあおぐ

①

—— なるほど。では次、生活保護の申請をしたあと、本当に保護を利用できるかどうかということで、実際にお宅に調査にいらっしゃったりすることがあると思うのですが「調査をこれからすることになるので、協力をお願いします」といった説明はちゃんと受けられていきましたか。

A 氏 あ、うちの場合はさっきも話をしましたように、生活保護を受けるまでの何ヵ月間というのは、やっぱりそういう事前に連絡をしてたものですから、すんなりと受けられまして。で、夫もしょっちゅう車椅子で行っていたものですから、調べるというか、ほら、ね？ 家庭の中に何があるとかっていうのは、あの、割と……あの、生保を受けるときに、あらかじめ持っているものを全部告白しましたし。で、「こういう状態ですね、なかなか来れない」っていうことで、やっぱり介助が必要もんですから、何かにつけて。あの「できません」ってことで、あの、根掘り葉掘り聞かれることもなく。

で、生保を受けて来たときも、あの、「あ、本当に言っていることと持っている品物が一致する」と言っちゃおかしいけど、「あ、しゃべったことと、話したことと内容が同じだからいいですよ」ということで。うん。やっぱり今もこう、來ても代わり映えないもんですから。(笑) 何かう、事前にチェックはするみたいなんんですけど、何か増えたとかって。

でも、私達もやっぱり必要なものは、あの、「こういうわけで、あの……あの、生保の中から買うんすけども」と言って、一応、連絡はします。ただ、「あ、それは自腹でやってください」とか「あ、それは買えませんよ」とかという説明は、あらかじめ言っていただきますので、あの、まあ、むだなお金を使わないでというと申しわけないんだけど……はい、やっぱり買ってから「ダメですよ」って言われたんじゃ、ねえ？ 色々とこう、束縛される面がありますので。はい。

—— 次、Bの2、3、4は今のお話でカバーできたということで、

②

—— 次にBの1番、生活保護の申込みをしたあと、実際にどのような生活状況かを把握するために、お宅を訪問することを説明しましたかという設問ですが？

B 氏 あの、「一度、お宅に伺いたいと思いますけど、よろしいですか」って言われたんで、あの……「家にいるときはいいんですけど、まあ、電話してください。病院に行っているかも分からぬんで」っていうことで。あの、ちょうど主人が入院しているときにね、うちにいて、それで「今、入院していますけども、こういうわけです」って言ったら「はい、分かりました」って言って。だから、この防音工事を聞かれて、それで、「あ、そうですか、分かりました」って帰られたんですよ。

③

C 氏 はい。

④

—— では、申請中のことについてお伺いします。B 1です。生活保護の申し込みをしたあと、ワーカーの方が、生活保護が利用できるかどうか、家庭訪問をしなければならないわけです。それで、とりあえず調査するにあたって、説明があつて「家庭訪問に行きますよ」「そこであなたに、そういう色々なことをお聞きしますよ」という形の協力を頼まれましたか？

D1 氏 いや、「来ますよ」とは何も言わない。ただ「家庭訪問しますよ」ってことだけ……。

D2 氏 それで終わりだね。

D1 氏 それでもう、すぐ来たんですよね。

D2 氏 うん。

D1 氏 すぐ来て、結果で……この、広さとか、それから結局あの、一番あれするのが、結局、あの……電気の……エアコンね。

—— ああ。

- D1氏 「エアコンは自分で付けたのか、それとも……」。おれは、ここは前から付いているってことを言って……それから結局、あと仏壇の話と、それから広さだけ。あと、それだけですね。
- それは、なぜ家庭訪問するのかということは、お聞きになつていませんか。
- D1氏 やっぱり、結局は何か……それは妹達にも聞いてたんだけど、結局は高価なものがあつたりなんかすると、どうのこうのっていうことで。「車、持っていますか」、やれ「高価なものはありますか」ということで。
- あ、そういうことですか。
- D1氏 そういうこと。
- D2氏 ちょっと聞いた……。
- D1氏 お金に換えられるものがね。
- ああ、あるかどうかということで。
- D1氏 ええ。
- クーラーのことも聞かれたのですか。
- D2氏 うん。
- D1氏 クーラーのことはもう、これは買ったもんかっていうことを聞かれたもんだから「いえ、付いたもんですよ」と言つたら「ああ、そうですか」と。
- クーラーは認められているのですけれどもね。
- D1氏 うん、何か1台まで認められているんじやないかと思うんだけどな。よく分かんない。
- いや、クーラーは1台も2台も、別に認められているのですが。
- D1氏 それは聞いていないんだけどね。ただ、そういうふうに聞かれたもんだから、お答えしただけで。

⑤

- Bの1ですが、生活保護の申し込みをしたあと、ケースワーカーは生活保護を利用できるかどうかについて、お宅を訪問するなどして、まずは詳しく色々と調べますということを説明して、その協力を頼まれましたか。
- E2氏 はい、頼まれました。それで、訪ねてきました。ええ。
- E1氏 私は退院して、もう起き上がるようになつてたので、そうしたら「一度、部屋を見に行きます」っていうことで……そうですね、来ました。
- では「訪問しますよ」という話はあったのですね、はい。

B2申請を受理した後、速やかに訪問調査にとりかかる

①

- なるほど。では次、生活保護の申請をしたあと、本当に保護を利用できるかどうかということで、実際にお宅に調査にいらっしゃったりすることがあると思うのですが「調査をこれからすることになるので、協力をお願いします」といった説明はちゃんと受けられていましたか。
- A氏 あ、うちの場合はさつきも話をしましたように、生活保護を受けるまでの何ヵ月間というのは、やっぱりそういう事前に連絡をしてたものですから、すんなりと受けられまして。で、夫もしょつちゅう車椅子で行つていたものですから、調べるというか、ほら、ね？ 家庭の中に何があるとかっていうのは、あの、割と……あの、生保を受けるときに、あらかじめ持つているものを全部告白しましたし。で、「こういう状態でね、なかなか来れない」っていうことで、やっぱり介助が必要もんですから、何かにつけて。あの「できません」ってことで、あの、根掘り葉掘り聞かれることもなく。
- で、生保を受けて来たときも、あの、「あ、本当に言つてることと持つてある品物が一致する」と言つちゃおかしいけど、「あ、しゃべったことと、話したことと内容が同じだからいいですよ」ということで。うん。やっぱり今もこう、來ても代わり映えないもんですから。(笑) 何かう、事前にチェックはするみたいなんんですけど、何か増えたとかって。

でも、私達もやっぱり必要なものは、あの、「こういうわけで、あの……あの、生保の中から買うんですけども」と言って、一応、連絡はします。ただ、「あ、それは自腹でやってください」とか「あ、それは買えませんよ」とかという説明は、あらかじめ言つていただきますので、あの、まあ、むだにお金を使わないでというと申しわけないんだけど……はい、やっぱり買ってから「ダメですよ」って言つたんじや、ねえ？ 色々とこう、束縛される面がありますので。はい。

—— 次、Bの2、3、4は今のお話でカバーできたということで、

②

—— では、それは相談の申請のあと、すぐに「調査に来ます」ということですね。

③

C 氏 はい。

④

—— Bの2です。生活保護の申し込みをされたあと、すぐに家庭訪問に来られましたか。

D 1 氏 はい。

—— すぐに来た?

D 1 氏 はい。

—— はい、速やかに来たと。すぐというのは、どれぐらい? 数日中に?

D 1 氏 ああ、次の日に来ちゃった。

—— 次の日に来たのですか。

D 2 氏 そうだね、2、3日たってから。

—— あ、2、3日たってからですか。

D 1 氏 2、3日で、すぐ来たよな。

—— ああ、早いですね。

D 2 氏 1週間以内で來たね。

—— 1週間以内ですか。

D 1 氏 「2、3日で行きますから」っていうことで、すぐ。

⑤

—— では、その訪問ですけれども、Bの2です。その申請を受け付けたあとに、早い段階でその訪問に来てくれましたか、あまり待たされたりせずに?

E 2 氏 待たされないです。

E 1 氏 早い時間に……。

E 2 氏 1週間以内に来ましたね。

—— そうですか、はい。では、お二人とも早かったということですね。

B 3個々の要保護者の事情や気持ちに配慮しながら、調査・聞きとりの方法を工夫する

①

—— なるほど。では次、生活保護の申請をしたあと、本当に保護を利用するかどうかということで、実際にお宅に調査にいらっしゃったりすることがあると思うのですが「調査をこれからすることになるので、協力をお願いします」といった説明はちゃんと受けられていましたか。

A 氏 あ、うちの場合はさっきも話をしましたように、生活保護を受けるまでの何ヵ月間というのは、やっぱりそういう事前に連絡をしてたものですから、すんなりと受けられまして。で、夫もしょっちゅう車椅子で行っていたものですから、調べるというか、ほら、ね? 家庭の中に何があるとかっていうのは、あの、割と……あの、生保を受けるときに、あらかじめ持っているものを全部告白しましたし。で、「こういう状態でね、なかなか来れない」っていうことで、やっぱり介助が要るもんですから、何かにつけて。あの「できません」ってことで、あの、根掘り葉掘り聞かれることもなく。

で、生保を受けて来たときも、あの、「あ、本当に言っていることと持っている品物が一致する」と言っちゃおかしいけど、「あ、しゃべったことと、話したことと内容が同じだからいいですよ」ということで。うん。やっぱり今もこう、来ても代わり映えないもんですから。(笑) 何かう、事前にチェックはするみたいなんんですけど、何か増えたとかって。

でも、私達もやっぱり必要なものは、あの、「こういうわけで、あの……あの、生保の中から買うんですけども」と言って、一応、連絡はします。ただ、「あ、それは自腹でやってください」とか「あ、

「それは買えませんよ」とかという説明は、あらかじめ言っていただきますので、あの、まあ、むだなお金を使わないでというと申しあげないんだけど……はい、やっぱり買ってから「ダメですよ」って言われたんじゃ、ねえ？ 色々とこう、束縛される面がありますので。はい。

—— 次、Bの2、3、4は今のお話でカバーできたということで、

②

—— 次はB3ですね。生活保護と決まったあとにもう一度、調査というか、生活状況というものを整理されるのですが、そのときはとくに何か詳しい……？

B氏 いや、特に何も別に言われてませんね。

—— そのまま訪問に行って「分かりました」ということで？

B氏 はい、はい。それで、あの……そうですね、何回か福祉のほうへ受けにいったときに「ここまで来るの大変でしょうから、振り込みにしてもいいですよ」って言われて。で、そのときは主人の口座しかなかったんで、もう口座もゼロですから、それを解約して、私の口座を作って、で、そこへ、振り込み用というふうにやったんです。

③

C氏 はい。

④

—— B3に行きます。調査にあたって、色々とお宅の事情とか気持ちを配慮しながら調査や聞き取りをしてくれましたか。例えば冷蔵庫の中をバンバン開けるとか？

D2氏 ああ、そんなことは何もないね。ただ、周りだけね。

—— 周りだけ見ただけで、特にそういった？

D1氏 ええ。

—— 配慮しながらというか、色々なことをお聞きしながらという形でしょうか。

D1氏 まあ、家庭訪問したけど、何もあり聞かなかつたですね。

—— あ、聞かなかつたですか。そうですか。

D1氏 ただ、中を見て「ああ、ここが台所」「ここが何畳」「ここが何畳」と、家庭のあれを自分で書きながら、結局はあれして、それで結局、クーラーのこと、仏壇のことだけ聞いて、すっとそのまま帰ったという感じですね。

⑤

E2氏 配慮してくれましたね、ええ。

B4 要保護者が生活困窮にいたった事情や現在の状況について、共感的に理解する

①

—— なるほど。では次、生活保護の申請をしたあと、本当に保護を利用できるかどうかということで、実際にお宅に調査にいらっしゃったりすることがあると思うのですが「調査をこれからすることになるので、協力をお願いします」といった説明はちゃんと受けられていましたか？

A氏 あ、うちの場合はさつきも話をしましたように、生活保護を受けるまでの何ヵ月間というのは、やっぱりそういう事前に連絡をしてたものですから、すんなりと受けられまして。で、夫もしょっちゅう車椅子で行っていたものですから、調べるというか、ほら、ね？ 家庭の中に何があるとかっていうのは、あの、割と……あの、生保を受けるときに、あらかじめ持っているものを全部告白しましたし。で、「こういう状態でね、なかなか来れない」っていうことで、やっぱり介助が必要もんですから、何かにつけて。あの「できません」ってことで、あの、根掘り葉掘り聞かれることもなく。

で、生保を受けて来たときも、あの、「あ、本当に言っていることと持っている品物が一致する」と言っちゃおかしいけど、「あ、しゃべったことと、話ししたことと内容が同じだからいいですよ」ということで。うん。やっぱり今もこう、来ても代わり映えないもんですから。(笑) 何かう、事前にチェックはするみたいなんんですけど、何か増えたとかって。

でも、私達もやっぱり必要なものは、あの、「こういうわけで、あの……あの、生保の中から買うんですけども」と言って、一応、連絡はします。ただ、「あ、それは自腹でやってください」とか「あ、それは買えませんよ」とかという説明は、あらかじめ言っていただきますので、あの、まあ、むだなお金を使わないでというと申しわけないんだけど……はい、やっぱり買ってから「ダメですよ」って言われたんじゃ、ねえ？ 色々とこう、束縛される面がありますので。はい。

—— 次、Bの2、3、4は今のお話でカバーできたということで、

②

—— あとは、保護をこれまで利用するに至るまで、色々なご苦労もあったと思うのですが、そういうたこれまでの暮らしぶりとか、現在の生活の困っている状況とか、そういうことについては、例えば理解を？

B 氏 そうですね、あの……今は、あの、やっぱり、もう十分じゃないんですけどね、でも、入ってくるものは決まった日に入ってくるので「まあ、これでいくらいくらしか残らないから、これとこれで支払いしたら、もうこれだけしかないな」っていうのが分かるようになったんで、まあ、それだけでも、あの……計算しながらね、あれしていますんで。まあ、今はまあ、苦しいと言えば苦しいですけど、まあ、どうにかやってます。

③

C 氏 はい。

④

—— あ、そうですか。では、ワーカーの方は、生活保護を利用したいと思うに至ったこれまでの暮らしぶりや、現在の生活の苦しさについて理解を示してくれましたか。

D2 氏 そうだね。

D1 氏 まあ、そうだ…?…理解したんだろうな。

D2 氏 うん、何も言わずに、すぐだったから。とにかく、すぐ下りちゃった感じだもんね、何か。—— ワーカーの方は、何か言葉でそういうことを表現される方ではないのですか。

D2 氏 ええ。

D1 氏 そうですね。すごく何て言うのかな、…?…から。

D2 氏 重いですよね。

D1 氏 まあ、頑固なところもあるのかもしれないけど、すぐに結局は対応して、すぐに結局、もう行動に移してくれる人なんですね。

⑤

—— Bの4です。「生活保護を利用したい」と思うに至ったこれまでの暮らしぶりや、現在の生活が厳しいということについて、ワーカーさんは批判したりすることなく、理解を示してくれましたか。

E2 氏 やってくれましたね。私独りで……まあ、住んでいるということ、全然身内がいないところでね、その人達を頼って来たわけですから。あの、訪ねて来てくれたときも「何か困ったことがあつたら、相談してください」って言ってくれましたから。

—— ああ、そうでしたか。はい

B 5要保護者本人以外から情報を収集する場合には、本人の了解を得る

①

—— Bの5。その調査というときに、お家の状況を聞きにいらした以外に、ご自身以外の別のところで、銀行の調査とか、親族に調査が行くとか、そういうこともあるようなのですが、そのように「ご本人以外のところにも調査をします」といったことは、事前に説明、了解があったのでしょうか。

A 氏 なかつたです、はい。だから、一番困ったのは、あの、まだその生保を受ける前に、夫が障害者になったときにも、まだ掛けていた保険があつたんですね。で、その保険をやっぱり事前に調べられまして「Aさんとこは、まだ100万あるよ」って言われて。で、100万があつたので、一応、半

年間だけ、最低生活が20万円ぐらいなので「半年前後はそれで生活しなさい」って言われたんですね。

で、私達はもう生活保護を受けるんで、貯蓄はあるつきりないと思ったんですね。でも、私が昔、生活保護を受ける前にS生命の保険の外交員をやっていたものですから。じゃあ、あの、まさかね、まさか、その……生活保護を受けるとは思わなかつたんで「じゃあ保険のあれば払えない」っていうことで、満期まで解約すると0円、まあ何割かしか戻つてこないけど、要するに「積んだ分は積立みたいに利息が付いて、掛けた以上に一応、少しだけ戻るよ」ってことで、それをそのまま、何とかっていう保険なんんですけど、やっておいたんですね。その保険が100万ほどあったんですよ。

で、それを私達も知つていれば、生活保護を受ける前に、やっぱりサラ金から借りまして生活を受けていたんですね、やっぱり。もう傷病手当も決まつた金額だし、子供もまだ小さかつたし。だから、一番困つたのは、その100万円あつたら、そのサラ金業者に返済することができたんですけども、もう調べられたあとですから、もうそれは収入があるってことで、あの「それで半年間生活しなさい」って言われたんですから。

今、Nさんのご主人のお世話になりまして「破産宣告しなさい」と言つたんですけど、破産宣告すると将来、子供がいますのでね、やっぱり何かにつけて大変だつていうことで、今、Nさんのご主人のお世話になりまして、あの……その、サラ金との返済を、がんばつてやつてます。

だから、一番困つたのは、そのお金があつたらね、もしも自分達も知つてれば、それをお金を払えば、今の窮屈な生活が少しは和らげたかなと思うのが、一番悔やんでますね。そんなことを言つては……そんなことを言つても大変、申しわけないんですけど、やっぱりサラ金ってすごいじやないですか、取り立てから何でも？だから、それもお金がね、もしも自分達も知つていて、まあ、悪い心で言えば、じゃあそれは先に……先に返しちゃつて「本当のゼロだよ」というふうな時点での出発すれば、今の生活も変わつたと思うんですけども、はい。

—— では、そういう生命保険なども、ただ「そういうものも調べますよ」とは言つてましたけれども、ご自身のほうでは？

A 氏 ええ、もうないものだと思っていました。

—— ないものだと思って「どうぞ、どうぞ」と言つたら、現にありましたという？

A 氏 はい。

—— そんなこともあるのですね。

A 氏 ありましたね、本当に。勉強させていただきました、その点。だから、「わあ、このお金があつたら、サラ金に返せたのに」って、それはやっぱりNさんのご主人にも言ったことがあります。

②

—— なるほど。先ほども一応、ご本人に「ご親族に連絡を取りますけど、いいですか」と、事前にそういう連絡はあるということですね？

B 氏 はい。

③

C 氏 それはなかつた……うんと、同意書みたいなのが行きましたけど、それはあの……あの、何か…

…。

—— 同意書以外に、例えば口頭で「色々な調査をさせていただきます」という形の、あなたに了解を得たという感じではないですね？「書いてください」というものが同意を得たという形になつたのでしょうか。

C 氏 はい。

—— 口頭でそのようなお話はなかつたですね？

C 氏 はい。

④

—— うーん。では、その次のところに行きます。生活保護を受ける場合については、ご本人達以外の方からも色々とお話を伺つたり、調査をしたりすることがあります「他の方に色々お聞きしますよ」という形は？

D1 氏 いや……。

D2氏 いや、ないです。

D1氏 それはないですよね。

D2氏 何もないです。

—— 了解を得るということ、そういったところからも情報を収集しますということは、特に何もおっしゃらない?

D2氏 ええ、何も。

D1氏 結局、書面上で、結局だから妹……自分の近所だから、あの、何て言うのかな……あれは何て言うの?

—— 身上調査のような?

D2氏 そうですね。

D1氏 うん、結局はほら、毎年、書いて何か出すらしいんですよね。それがあれの結局……のほうは、娘と長男ですか。それのほうと、それから、こっちのほうは長女のほうをしっかりと、じゃあ書いておいてくれってことで、それだけですね。

—— ああ、そうですか。そこに何か連絡が行きますとか、何か文書で行ったということは聞いていないですか。

D2氏 あ、それは何か……何もまだ分かんないけども、まあ、保護を受けている人からの話だと、結局1年に1回、その、確認を取るためのハガキぐらいだっていうことは聞いていました。

—— あ、そうですか。申請の段階でも取るのですが、それは特に聞いていない?

D2氏 うん、聞いていない。それはあの、何も言われませんでした。

—— あ、言われなかつたですか。

D2氏 はい。

⑥

—— Bの5です。色々な資産を調査するときに、やはり社会保険庁に問い合わせたり、銀行に問い合わせたり、あるいは扶養義務者の方に連絡を取ったりという場合に「こういうところに問い合わせをしてもいいですか」と、あらかじめ了解を取り付けるようなことはしてくれましたか。

E1氏 …?…ただ、兄弟がどこにいるかは聞きました……聞かれましたけど、連絡するとは聞いてないけどね。ただ、保護……申請を受けたときに「お兄さんはここにいましたよ」「電話番号はこうでしたよ」っていうことは、私、聞かされたと思います。

—— では、事務所のほうで調べた結果のみを報告されたと?

E1氏 はい。結局、全然兄弟には会っていないことを言っていたもんですからね。

—— では「事務所で連絡を取ってもいいですか」といったことは?

E1氏 ……は何もなしで「この通り調べた結果です」と。「こっちのほうで調べたら、こういうところにお兄さんがいましたよ」という。5人兄弟の一番末っ子なもんですからね。

—— そうですか、それはびっくりされたでしょうね。結果を知らされたり。なるほど。

E1氏 で、まあ「実家に電話したほうがいいよ」ってワーカーに言われて、そんでまあ、電話したんだけど、うちの兄さんっていうのは生活保護を受けるっていうのが嫌いな人で「二度とうちには帰ってくるな」と。(笑) お兄さんからの返事は、そういう返事だったからね。「電話もしなくていい」「手紙もよこさなくていい」と。まあ、兄弟の恥さらしだってことですよね。

—— そうですか、はい。

E1氏 その結局、田舎っていうのは一軒一軒はこう、離れているけど、噂っていうのはきちんと…?…とつながって、噂っていうのは速いんですよね。

—— そうですね、あっという間に広がりますものね。それは辛かつたでしょうね。

B 6保護の決定を法定期間内に行うよう努める

①

—— ではBの6、保護を申請して、普通、14日間以内にそれが「受けられます」という連絡が来るのですが、そういった期限内に査の結果とか、保護が受けられるとか受けられないという連絡はきちんと頂いているでしょうか。

A 氏 はい。だから、その連絡を頂いて「受けられます」って言われて、もらったお金の封を切らないうちに、次の日には課長とワーカーの方が一緒に来られました。「実はAさん、昨日出した生活費な

んですけども」って、「あ、まだそのまま封、切らないでありますよ」って言って。「どうしたんですか」と言つたら「実は調べたら、100万円というお金が生命保険の中に入ってるから、返してください」って言われて。

②

(*答えなし)

③

C 氏 はい。

④

—— では、B 6に行きます。保護を受けられることは一定期間に決定されますが、「何日以内に決定されますよ」ということを担当者の方から聞かれましたか。例えば生活保護を申請されるでしょう？

D2氏 はい。

—— 申し込みをされたあとに「一定期間の中で、何日以内に決定されるんですよ」と。

D2氏 あ、決定？ いえ、そういうことは何も言われません。もう、すぐその場で、大変だから、すぐに「医者がもう……」。

D1氏 決定されたんです。

—— すぐ決定？

D2氏 すぐ決定です。

D1氏 その、あの……Nさんと一緒に行った段階で……。

D2氏 もう決定です。もう「すぐ医療機関に書いて持つていきなさい」って言われました。

—— それで、保護費が出たのはいつですか。

D2氏 保護費はすぐ、その9月に下りました。8月の27日に役所へ行って、9月1日付で。1日から1ヶ月後の……。

D1氏 その次の月から。

D2氏 12日か10日頃、下りました。

—— 決定の通知書のようなものが届かなかつたですか。

D1氏 それは向こうから。

D2氏 ほとんど同時に、決定通知もだから、早く来ました。とにかく1週間か10日のあいだに、ばたばたっと全部、終わりました。

—— 「それはそんなに早く来るんですよ」って話は何か特に？

D1氏 それも…?…。

D2氏 何も聞いてません。

D1氏 とにかく、あつと言う間でしたから。

D2氏 とにかく、あつと言う間です。

—— あ、そうですか。

D2氏 あんまり早すぎたぐらいにね、あつと言う間ですよ。

D1氏 だから「よっぽどNさんの顔が利くんだな」と思つて、あのときは。(笑)

D2氏 いや、本当にそう思いました。

⑤

—— Bの6です。生活保護の調査は一応、法律で日数が決められていて、基本的には申請があつてから2週間以内でお知らせをする、理由があれば30日以内で、その調査した結果、保護を受けられるかどうかを知らせるという約束になつてゐるのですが、その法律の期間内に結果は出でましたか。

E1氏 …?…ぐらいで出ました。入院してから頂いたんですけど、…?…出ましたよ。

—— 分かりました。E2さんも、生活保護の決定は2週間とか1ヶ月という約束の期間内で早く出ましたか。

E2氏 はい、2週間ぐらいで出ました。

—— はい、分かりました

B 7 調査および収集した情報にもとづいて、要保護者（世帯）の抱える問題やニーズを明らかにする

①

—— Aさんの生活の中で今、必要なことを、保護課の中でちゃんと対応して？

A 氏 はい、自分もやっぱり常に病気を訴えていますので、やっぱり医療保険の通院費なんかもきちんと出していますのでね。「あ、じゃあこれは大変だ」ってことで、何かにつけて、やっぱり通院のあれを、病気を……告白していますので、それをそのつど見ながら「じゃあ、こういう制度があるよ」「ああいう制度があるよ」ってことで、色々なことでは教えていただきました。はい。

②

—— あとは、もともと、どのようなことに困っているかをワーカーさんにご相談したとき「こんなことに困っている」とご相談されるのか、「割と今はどうですか」とお話をする中でワーカーさんが「今、一番困っていて、一番必要なのはこれですね」と整理されているのでしょうか。

B 氏 あの、3人のワーカーが見えましたけど、あの……ここにね、それこそもう家とかね。「家を移りたいけども、こういうわけで主人の道具があるんで、それを始末しなくちゃ、もう動きようがないし、そんなのを持ってまではね、引っ越しせないんで、それを始末しなきゃいけないと、今のところは思ってるんですよ」って言いましたけどね。

だから「ああ、そうですね、なるだけなら安いところがいいですからね」って言うから、だから、私があの……まあ「優先的に入れてもらえば助かるなって言ったんですよ」って言ったら「そうですね、それができればいいんですけど、そういう人達がたくさんいるんですね」って言われてね。だから、あの……住宅の申し込みもしましたよ。でも、もう当たらないですね。うーん、なかなかね。

③

C 氏 はい。

④

—— では、B 7に行きます。調査に基づいて、あなたが今、何に困っているのかということを明らかにしてくれましたか。

D 1 氏 そうですね、やっぱり医療のほうでちょっと苦労しているとかね。

—— 医療費とか、生活費とか、住宅とか？

D 1 氏 はい。

D 2 氏 すぐやてくれたわね。だからね、あっと言う間に……早かったです。

⑤

—— Bの7です。調査に基づいて、ご自身が困っている事柄や、どんな援助ないしはお手伝いが必要なのかということを、資力調査を通して明らかにしてくれたといった印象はありましたか。

E 1 氏 そんな印象はあんまり感じなかったな……。

—— あまり感じなかった？

E 1 氏 うん、私は小さいときから糖尿なもので…?…

B 8 調査および収集した情報にもとづいて、問題の緩和や自立にむけて活用できそうな本人（世帯）の能力やよい面を検討する

①

—— それでは、調査してこれから的生活のことを一緒に考えるというか「考えてください」といったときに、例えばご家族の今後のいい面とか、今後こういうところを伸ばしていくらいいとか、そういういたことで生活に希望を持って進まれたらいいというようなことを一緒に話し合ったりされましたか。

自分達の単にお金を出すというだけではなく、困っていてただ「大変だな」というだけではなく、

悪いところばかり見ようとしないで、いい面を見ようとしてくださっていたかという質問です。

A 氏 あ、それは私達はあります、おかげさまで。やっぱり65歳の介護保険のときに、やっぱり、あの、介護保険って65歳にならないと認定されませんよね？ その前にやっぱり、あの、私達は2000年に……えーと、介護保険制度ができたのは2000年ですよね、確か？

—— そうです。

A 氏 そのときに一応、入院先のS病院でケースワーカーさんとお話ししましたら、病気の場合でも、脳溢血か……まあ、脳梗塞というのですか、そういう方の場合は年齢制限がなく、40代だろうが、30代だろうが、認定は受けられますというのですね、80項目の中で。だけど、うちの場合は病気で失敗して障害者になったものですから、その認定の枠の項目の半分しかないんですね。それで「認められません」ということで、何年間かがんばったんですね。

そうしましたら、生活保護支援というのができたんで、そちらのほうでお世話になつたらどうですかと言われたので、自分も病気になっているものですから、介助の送迎なんかも、そういう生活保護課の方から教えていただいたものですから、生活介護支援ということで、2年近く……ええ、お世話になりました。で、「65歳の誕生日をもちまして介護保険課となります」ってことで、今でもそういう点は「ありがたいな」と思って、感謝の気持ちでいっぱいです。

—— ああ、そうですか。

A 氏 はい。

—— 今のが、Bの8です。

A 氏 だから、あの……私達は、あの、イメージが悪いっていうのはほとんどないです、おかげさまで。

②

(*答えなし)

③

C 氏 はい。

④

D2氏 そういうこと、あんまりないけども……。うん。

D1氏 ただ……。

—— 「よくやっていますね」という話は出ましたか。

D2氏 まあ、そのぐらいですね。あと、何も……。

—— 何もない？

D2氏 うん。

D1氏 ただ「やることはやってくれ」っていうことに……状態ですよね。…?…。

D2氏 今、ハローワークにもちょっと行ってますからね。うん、うん。

—— あ、仕事に行っているのですか。

D2氏 いや、行ってたんですよ。だけど、やっぱりこっちも看なきやいけないんで。自分も、だから悪かったりして、あの、辞めたんですよ。

D1氏 そしたら、よくなつたな。

D2氏 結局、9月に辞めたんですけども……退職したんです。すぐ、それも対応してくれて「こういうわけで、足ももたないから辞めたい」って言つたら、もう、すぐ「じゃあ、あんた、すぐもう……」、社会保険だったんですよ。「保険じゃ大変だから、すぐにもう医療保険に行きなさい」。

D1氏 だから、2人いっぺんで、「1人でやんないで2人で行きなさい」って、Nさんからアドバイスは受けたんですよ。

D2氏 うん、「一緒にやっちやつたほうがいい」って。今、手を抜けなかつたもんだから、ずっと出てたんですけど、もう、とにかく対応が早かったです。すぐやってくれました。「まずは医者に掛かって、健康になってから仕事は探しなさい」と、私のほうも。すごくそういうところは、やってくれました。

D1氏 まあ、ケースワーカーは、本当にNさんの言う通り……。

D2氏 そう、ケースワーカーさんの人がやってくれてます。

D1氏 本当にね、応対がいい人で、結局「あの人は大丈夫だよ」って、Nさん、はつきり言ってくれたから。

D2氏 まず、早いね。

D1氏 うん。

D2氏 もう、すぐ……。

⑤

—— ではBの8です。調査に基づいて困ったことを解決するように、自分のよい面や、自分が持っている能力といったものを引き出すような、あるいはそこを明らかにするようなことはありましたか。

E1氏 うーん……なかつたと思いますけどね。ただ「仕事しなさい」っていうのはあったけどね。

—— なるほど。能力といつても、就労の部分を?

E1氏 うん、あったんですけどね。

—— はい、なるほど。では、それも「病院で治療が終わってよくなったら、仕事をしてはどうですか」ということだったのですか。

E1氏 うん。それで一度、保護を打ち切ったんですよ。1年たたないうちに打ち切っちゃって、それで、また働いたんだけど、結局……どこ行っても働けないんで。

B9 調査・情報収集した事項、把握したニーズ、要否判定と根拠等を、簡明に記録・報告する

→ (非該当)

B10 要否判定の結果とその理由、不服申し立て制度、今後の福祉事務所の関与について、申請者に理解できるよう分かりやすく説明する

①

—— なるほど。ではBの10番です。生活保護を受けられるか受けられないかとか、お金がどうだという連絡があると思うのですが、そういうとき、納得が行かないときに不服申し立て制度があることとか、生活保護を受けるようになってから、福祉事務所やワーカーさんは生活保護のご家庭とのような関わりを持つようになるかということは、受けられるときなどにきちんと説明されたでしょうか。

A 氏 それは十分に説明させてもらいました、はい。で、うちの場合もやっぱりまだこの?暮らしの制度って分からなかったものですから、自営業をやってた夫だったものですから、六法全書がきちんと今でも頭の中に入っています、その六法全書の中ですらすらとこう、出てくるのですね。だから、こう、質問されたことに対して、いや、憲法何条とかそういうのをパッパッと言うものですから。だから、向こうもまあ、あの……対応が、あの……何と言うのですか、あの、こう、ごまかすって言い方は表現、悪いんですけども、そういうあれじやなくてきちんと、あの……あの、その法律の何条とかっていうので、きちんとした答えは出てきましたね。

②

—— 生活保護が受けられることになった場合に、受けられる金額とか、納得が行かない場合に不服申し立てができるとか、保護を受けられるようになってから、ワーカーさんが例えば定期的に訪問に来るとか、どのように関わりがあるとか、そういうことの説明は受けましたか。

B 氏 あの……皆さんはね、月に1回か2回、見えると聞く人もいるんですけど、私のときはね、まだ替わって1回だけですよね。替わったときに1回、見えるだけで。あとは「何か困ったときは相談に来てください」って言われるだけで。うん。まあ忙しいんだと思いますけどね、うん。

③

C 氏 はい。

—— あなたがもし納得が行かない場合、不服申し立てをしてもいいですよという話は出ましたか。

C 氏 うん。

④

- D2氏 いや、それは聞いてないけども、下の何かあれに書いてありました。
- ああ、文書では書いてあるけれども、口頭では聞いていない?
- D2氏 はい。でも、書いたのは聞いてます。
- D1氏 うん、おれ達はあの、文書だけは読まなきや納得しないほうだから、結構、読んでるほうだからね。
- その小さい字で書いてあるところですね?
- D2氏 うん、うん。
- D1氏 うん、そうですね。(笑)
- D1氏 とにかく何も説明ないからね、はっきり言って。結局は医療の、ほら、車代だとか……車代というより、結局は交通費だとかっていうの、あまりなかったからね、説明がな?
- D2氏 説明が、その場その場で結局、一つひとつ申告して。
- D1氏 そうそう、それを結局、自分達が探り込んで、探り込んで、まあ、みんなと……自分の娘だとか、それからNさんに結局、聞いて、それを…?…で「こういうこと、できるんですね?」っていうことであれしたら、結局、用紙をもらったりなんかして、やってたんです。
- ああ、その前には言ってくれなかつたんですね? 通院の交通費とかは出ますよね。移送費といって、それで通院交通費が出るので。
- D2氏 それも何も、私は知らないしね。
- D1氏 そういう説明がちょっと足らないんだよな。
- ああ、そうですか。言われたらやるという形ですか。
- D1氏 そう。言われたらやるって形。
- D2氏 それでも…?…。
- D1氏 だから、何で言うの? 出さないところは出さないという。(笑)
- ああ、そうですか。では、知らない人もいるのですね?
- D1氏 そう、知らない人もいるんじゃないかと、私、思いますね。
- ああ、それでは困りますね。
- D2氏 でも、出るんですね。
- 全部、出ますよ。
- D2氏 ハローワークのほうは出ないでしょう?
- ハローワークも出ますよ。職安に行くのに交通費が掛かる場合は、出ます。
- D1氏 それは、だから結局は……。
- D2氏 あて名を、要するに書けばいいんですね?
- D1氏 ……それが問題なんですよ。ハローワークで出すのか……。
- D2氏 それはどこに申告するの?
- D1氏 ……それとも生活保護のほうで出すのか。結局は、ハローワークでもらったものは、生活保護にみんな持っていくからちゃうわけですよ。
- うんうん。?休業の終わりじゃないでしょう?
- D2氏 はい?
- 通院じゃなくて、求職活動のために交通費を使っているわけでしょう?
- D2氏 はい、はい。
- そうしたら、生活保護で出るでしょう?
- D1氏 それは、結局は生活保護じゃなくて、ハローワークのほうで出るんじゃないですかってことなんです。
- ああ、そんなことはないですよ。生活保護を受けて……。
- D2氏 だから、生活保護のときに、結局はハローワークの収入と、その下に交通費とか色々、書くところがありますよね。
- ハローワークからお金、出ていないでしょう?
- D2氏 まだ出でないです。これからです。
- D1氏 20日に決定……だいたい決定というような状態で。
- D2氏 決定出て……。
- しかし、それは行っているときに……それで、あとから出た分は引けばいいわけですね? もし、そう言われるのだったら。

D2氏 あ、福祉のほうでね？
 —— ええ、そうです、差し引いて。
 D2氏 ああ、分かりました。取っておきます。(笑)
 —— 取って掛かったというのは、それは通院だけでなく……。
 D2氏 ではなくて、結局……。
 —— ……そういう求職活動のために交通費が必要なら、交通費は出ますよ。
 D2氏 求職活動は認めないです。だったら、申告していいんですね？
 —— 申告していいのです。
 D2氏 福祉のほうへね？
 —— 福祉のほうで、それはちゃんと対応があるはずです。
 D2氏 はい、申告します、はいはい。
 D1氏 そういうことも分かんないから。徐々に覚えていかなきやいけない。
 —— いや、それは逆に言うと、説明をしないと。職安で交通費が掛かるのだったら、交通費を出さなければいけないですね。
 D1氏 職安のほうだって、結局は何ていうの「今度の支払いのほうにいっても困る」ということを言うんだよな。
 D2氏 そうそう、そうそう。説明会に行くとね。面白いですよね。
 —— その、通ったときに？
 D2氏 そうです。
 D1氏 決定した金額の中に、結局は、その交通費も何も、全部入れて……。
 —— ああ、そのように交通費が入っているということなら、あれですが、そうでなければ確認を。
 D2氏 「入ってる」って言いました。
 —— ああ、そうですか。
 D1氏 だから、それを確認しろって、おれは言っているんですよ。
 —— それは確認したほうがいいですよ。
 D2氏 実際、それによっては福祉のほうに申し込めばいいわけですね、申告すればね？

⑤

—— では次、Bの10に行きます。生活保護が利用できるかどうか調査した結果や、福祉事務所が決めたことに納得が行かない場合、不服の申し立てがあるということ。それから、生活保護を利用してから定期的に訪問するとか、公費のこととか、ケースワーカーがどんなふうにかかわるかといったことについて、分かりやすく説明はしてくれましたか。

E1氏 うん、それはありましたね。

E2氏 不服の申し立てはね、つい最近、私、やりました。あの……障害者のね、等級が2級だったのが、3級になっているっていう知らせを何もなしに、あの……結局、加算されてきたのが、あの、医者の診断書も前と変わらないのに、あの……3級になってて。

それである日……?…、ね、それからその、払った分の……あの、あれが減るし「3級だから、障害者加算が付かない」って言うんですよね。んで、そんなこと言ったら、前よりもひどい状態になってて、内職も何もできないような状態になっているのにね……。

だからって、医師にも相談したらば、医師は、最初は面倒くさいとか何かと言っていましたけども、あの……「お願ひします」って言ったら書いてくれて。んで今、申請してるので、あの……それが通れば、まだ連絡はありませんけどもね、通れば引かれないので済むけども、来年からね、あの、引かれたらどうしようと思ってね。

B11 保護が適用になった人に対し、被保護者の権利と義務について、理解できるよう分かりやすく説明する

①

(*答えなし)

②

—— 次はBの11番、保護を受けている方は、保護を受けるときの権利とか義務といったものが一応、制度の中で決められているのですが、そういうことについて、どのような権利があるとか、どのようなことを義務としてしなければいけないとか、そういう説明は、職員の方から受けましたか。

B 氏 いや、そういう話は受けてないです。

—— ああ、そうですか。まあ、義務という言葉を使わなくても「こんなことは必ずしてください」とか、そういうお話を特に?

B 氏 うん、あの……例えば収入があった場合とかね。例えば「パートに行って、少しでもお金が入った場合には、ちゃんと提出するようになりますから」って言われて「はい、分かりました」とは言いましたけど。うん、それも別に収入もないし、市からのあれだけでやってますから。だから、今のところは特に……そういうふうに、そういうことだけ言われただけで。

—— 権利といったことについては、特にお話は?

B 氏 うーん、1回だけですからね、見えたのが。

—— あ、そうですか。

B 氏 うーん。それで、あの……福祉のほうへ、みんなとこう何かの話があるときに行つたときに、ちょっと顔を見ますけど。向こうももう顔を知っているから「ああ」って、こうされるから「こんにちは」っていうだけで、これといったあれはないですね。

③

C 氏 はい。

④

D1 氏 結局は、収入が入ったら、そのまますぐ持ってこい」と……あと、持ってきてなさいってこと。

D2 氏 うん、連絡ね。

D1 氏 うん、それはもう、完全に強く言っているよな。

D2 氏 うん。

D1 氏 だから結局、何だっけ、あれ……失業保険か、そういうものがあれしたら、すぐに結局あれしてください。何か、結局は手帳でも何でも取ったときには、必ずそれを見せてください。全部それ、全部コピーで持つていかなきやいけない、ケースワーカーのところに。

—— それを「届け出の義務」という言い方をするのですが、それ以外にも、例えば「生活上の義務」といって「生活の維持・向上に努めてください」とか、あるいは権利では「不利益変更」、要するに「勝手に自分の保護費の金額が、実態に即して変えられることはできません」とか、また「公課禁止」といって「課税されることはありません」といった話は聞きましたか。

D2 氏 いや、そういうのは聞いてない。まだね、3回か4回だから、ちょっと分かんないよね。

—— 申し込みの段階で、そういうことはあまり聞いていなかった?

D2 氏 はいはい、聞いてない。

⑤

E1 氏 説明っていうのはね、まあ「就労する場合は速やかに届け出してくれ」みたいなのは聞きましたね。

—— 義務の部分ですね、この「届出の義務」という。その他は?

E1 氏 その他はあまり聞いてないですよね。

E2 氏 そうですね。私も内職もしましたからね、一番高いときで月に3万円ぐらい働いたことあるんですけども、それは全部、届け出ていますけども……うん、特にワーカーのほうから、あの……そんなようなことを言われた覚えはないような気がしますけどね。

—— では、その義務のところでは「届出をしなさい」ということの他に、何かありましたか。「生活に少し変化があったときには、必ず知らせてください」とか?

E1 氏 うちはある説明はなかったですけどもね。

—— ああ、なるほど。今は義務についてお尋ねしたのですが、生活保護では、保護を受ける権利は他の人には譲り渡すことができないものであるとか、あとは生活保護費そのものには税金は掛からないとか、そういう権利の部分の説明などはありましたか。